平成２３年（フ）第２５９５号
北海道江別市文京台56番地の16
債務者　井上　　恵（旧姓西）
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６３１号
札幌市豊平区平岸４条３丁目１番30号　島田マンション第２Ｂ－３号
債務者　澁谷　昌宏
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６３３号
札幌市手稲区前田５条６丁目３番２号　シュロス前田202号
債務者　小向美保子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６４０号
札幌市白石区東札幌５条６丁目４番１―202号
債務者　番場　道子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６５１号
札幌市北区北23条西５丁目１番14―201号
債務者　佐藤　雄一
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６６１号
北海道赤平市茂尻春日町２丁目３番地
債務者　清水野美代子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６８３号
札幌市豊平区豊平８条13丁目１番20―108号
債務者　中家利代子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７１７号
札幌市南区澄川４条７丁目14番２号　タウンハウス澄川Ｂ－３号
債務者　松本　祥位（旧姓相内）
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０５号
福島県会津若松市建福寺前３番29号
債務者　木村　智恵
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第３１１号
群馬県富岡市富岡2202番地４
債務者　齊藤　正澄
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３２４号
群馬県高崎市新町1475番地２
債務者　金井　円良
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３２５号
群馬県高崎市乗附町849番地
債務者　桒山　善吉
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３３５号
群馬県高崎市高砂町32番地１　シーズガーデン高崎ラピア1307号
債務者　安田　幸子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３９４号
静岡県伊東市池628番地の47　大室高原２―653
債務者　前島　孝子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４０６号
静岡県沼津市志下193番地の１　エステートピア高橋202、前住所静岡県沼津市下香貫林ノ下1945番地の３　ファミーユ香貫Ａ101
債務者　杉山　恭久
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２１７６号
名古屋市東区矢田３丁目９番60号
債務者　山下　和孝
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２５４号
名古屋市守山区本地が丘1701番地　本地荘５棟301号
債務者　福澤　　孝
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部